

第3回「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」議事次第

日時 平成16年3月18日（木）10:00～12:00
場所 厚生労働省 省議室
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

- 1 開 会
- 2 議 事
- 3 閉 会

議 題

- 1 非医療従事者のAED使用に向けての整理すべき論点について
- 2 その他

配付資料

- 資料1 非医療従事者のAED使用に向けて整理すべき論点（案）
（第2回検討会資料）
- 資料2 非医療従事者によるAEDの使用と医師法との法的整理

非医療従事者の A E D 使用に向けて整理すべき論点（案）

1 非医療従事者の A E D 使用の条件の具体的あり方

（1）非医療従事者による A E D 使用と医師法との法的整理

（2）「特区本部決定」に示された 4 条件についての踏み込んだ検討

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。
 - ・ 脈拍の確認は必要ないか。
- ③ 使用者が、A E D 使用に必要な講習を受けていること。
 - ・ 「必要な講習」の具体的なあり方（内容、時間数、講師の要件等）
- ④ 使用される A E D が医療用具として薬事法上の承認を得ていること。

（3）この他に条件として示すべきものはあるか。

（例）

適応と禁忌（小児（8 歳未満又は体重 25 kg 未満）の取扱いなど）

2 非医療従事者による A E D 使用の普及方策

（1）国民の理解の促進、気運醸成に係る方策

（2）「必要な講習」の展開

- ① 広く市民を対象としたもの
- ② 企業、職域におけるもの
- ③ 教育現場におけるもの

（3）医療従事者等の積極的協力

- ・ 必要な講習のための講師の確保

(4) その他

AEDの配置状況に関する情報提供

3 地域の救急医療体制における位置付け

(1) 医療従事者による病院前救護及びホスピタルケアとの有機的関連の確保

(2) 事後検証の的確な実施

4 その他

非医療従事者による A E D の使用と医師法との法的整理

1 医師法第 17 条

医師法第 17 条に規定する「医業」とは、①当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」）を、②反復継続する意思をもって行うこと（「業として行うこと」）と解している。

※ 医師法第 17 条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

2 非医療従事者による A E D の使用

(1) たまたま心室細動等の者に遭遇した一般市民

たまたま心室細動や無脈性心室頻拍の者に遭遇した一般市民が A E D を使用することについては、一般的には、反復継続性が認められないため、医業には該当せず、医師法違反とはならないものと考えられる。

(2) A E D を使用することがあらかじめ想定されている者

○ 必要な場合に A E D を使用することがあらかじめ想定されている者による A E D の使用については、心室細動等の者の救命には迅速な A E D の使用が必要不可欠であること、A E D の使用の危険性は比較的に低いこと、A E D の使用は突発的な緊急時に限定されることなどにかんがみると、少なくとも、次の条件を満たす場合においては、医師法違反とならないものと考えられる。

- ① 医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。
- ② 使用者が、対象者の意識及び呼吸がないことを確認していること。
- ③ 使用者が、A E D の使用に必要な講習を受けていること。
- ④ 使用される A E D が医療用具として薬事法上の承認を得ていること。

○ また、①から④までの条件を満たさない場合であっても、個別のケースによっては、緊急やむを得ない措置として違法性が阻却され、医師法違反とならないこともあると考えられる。